

コンプライアンス・リスク管理規程

(目的)

第1条

この規程は、役員および従業員が法令・社内諸規程・企業倫理（以下、併せて「法令等」という。）を遵守し、会社が適切にリスクを管理することにより、経営の健全性を維持するとともに、コンプライアンスを尊重する企業風土を確立し、もって業務の信頼性および効率性を確保することを目的として定める。

(用語の定義)

第2条

この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

① 役員および従業員

スバル興業株式会社（以下「会社」という。）および子会社の取締役・執行役員・監査役・参与・相談役・顧問、および社員・嘱託・受入派遣社員・契約者・アルバイトその他の従業員。

② リスク

会社に関わり、会社、子会社、役員および従業員、または他者の生命・身体・財産その他の利益の損失につながる危険。

(適用範囲)

第3条

この規程は、会社および子会社に適用するものとする。

(法令・企業倫理遵守義務)

第4条

役員および従業員は、「スバル興業グループ行動規範」に従い、法令等を遵守し行動しなければならない。

- 2 役員および従業員は、法令等に反する行為を指示・教唆してはならず、また、法令等に反する行為の指示・教唆に従ってはならない。
- 3 役員および従業員は、他の役員および従業員の法令等に反する行為を黙認してはならない。

(組織)

第5条

第1条の目的を達成するため、会社内にコンプライアンス・リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次の各事項を行う。
 - ① 法令等の遵守と社会規範尊重の周知に関する事項
 - ② リスクの情報収集とその対策に関する事項
 - ③ 内部統制システムの構築推進および運用に関する事項

- ④ 第1条の目的に関わる通報・相談についての調査およびその処置に関する事項
 - ⑤ その他第1条の目的達成に必要な事項
- 3 会社各部門および子会社にコンプライアンスリスクマネージャーを置き、前項の委員会が行う事項を実務的に推進し、円滑な運用を図る。

(委員会の構成)

第6条

委員会の構成は以下のとおりとし、委員長および委員は社長が任命する。

委員長 1名

委員 若干名（うち1名以上は監査等委員である取締役であることを要する。）

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員会の事務局は管理本部総務部に置き、事務局長は管理本部総務部長とする。
- 4 委員会は、必要に応じ前条の業務を事務局に委任することができる。

(通報・相談窓口)

第7条

委員会は、第1条の目的に関わる通報・相談窓口（以下「窓口」という。）を設置し、事務局長がこの運営に当たる。

(通報・相談)

第8条

役員および従業員は、次の場合は、前条に定める窓口に速やかに通報しなければならない。

- ① 自らが法令等に反する行為を行ったことを知ったとき
 - ② 他の役員および従業員の法令等に反する行為を知ったとき
 - ③ リスクを察知し、職制を通じた経路でその回避しがたいとき
 - ④ 内部統制システムについて、運用ルールに反する行為を知ったとき、または運用ルールの変更が必要と判断した場合で、職制を通じた経路で、その解決しがたいとき
- 2 役員および従業員は、次の場合は、前条に定める窓口に相談しなければならない。
- ① 自らが行った、または行おうとする行為が法令等に反するかどうかの判断に迷うとき
 - ② 他の役員および従業員の行為が法令等に反するかどうかの判断に迷うとき
 - ③ リスクの可能性を察知し、職制を通じた経路でその回避しがたいとき
 - ④ 内部統制システムについて、運用ルールに反する行為を知ったとき、または運用ルールの変更が必要と判断した場合で、職制を通じた経路でその解決しがたいと思われるとき
- 3 通報・相談は、匿名で行うことができる。
 - 4 通報・相談は、誹謗・中傷その他の不正な目的をもって行ってはならない。

(通報・相談の対応)

第9条

通報・相談を受けた窓口は、速やかに文書をもって委員長へ報告しなければならない。

- 2 委員長は、窓口から通報の報告を受けたとき、または相談の報告を受け必要と認めるときは、当該通報または相談にかかる事項について事実確認の調査を経て、委員会を招集し、適切な対策に関する審議を主催し、迅速に処置を行わなければならない。
- 3 役員および従業員は、委員会の調査に対し、法令または社内諸規程に反しない限り協力しなければならない。
- 4 委員会は、通報・相談者が通報・相談により不利益を被ることがないように、その保護に万全を尽くさなければならない。
- 5 会社および子会社ならびに役員および従業員は、通報・相談者に対し、通報・相談を理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。
- 6 委員会は、実名での通報・相談者に対しては、第2項の調査結果等を相当の期間内に報告しなければならない。ただし、委員会が、事案の性質等に鑑み報告することが不相当と判断した場合は、この限りでない。

(報告)

第10条

委員長は、委員会を招集した場合、その審議の結果および委員会による処置の内容を取締役に報告しなければならない。

- 2 前項の場合、委員長は、通報・相談者に関わる情報を秘匿することができる。

(罰則)

第11条

この規程に違反した者は、就業規則その他の定めるところに従い懲戒に付すものとする。

(付則)

- 1 この規程は、2022年12月8日より実施する。
- 2 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に必要な事項は、別途定める規則または細則による。
- 3 この規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。ただし、軽微な変更については、社長の決裁により行うものとする。

2006年 5月25日 制定

2015年 8月 1日 改定

2016年 1月28日 改定

2017年 4月27日 改定

2022年12月 8日 改定